



## 固定資産(土地・建物)の手続きは年内に

令和2年度の固定資産税は、すべて来年1月1日現在の状況(登記・届け出)で課税(決定)されます。

登記・届け出などは  
お忘れなく!



このほか、増改築や一部取り壊し、車庫や物置などの設置(10㎡以上)は、確認申請や実地調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し、税金を納めていただくためにも、速やかにお手続きくださいますよう、ご協力をお願いします。

未登記の建物  
手続き場所

市役所  
税務課市税係  
問合せ ☎32-2219  
※届出用紙は市税係にあります。

土地・  
登記済みの建物  
手続き場所

札幌法務局  
滝川支局  
問合せ ☎23-2330

※手続き…取得・取り壊し・所有者変更など



## 軽自動車の廃車・名義変更は3月までに

軽自動車税は、毎年4月1日時点で車検証の使用者の欄に記載されている方に、使用の本拠の位置(保管場所)の住所を管轄している市区町村から課税される地方税です。日中仕事で廃車・名義変更の手続きができない場合や軽自動車協会に行くことができない場合、陸運協会で代理手続きが行えます。

以前、軽自動車を所有していたが、廃車の手続きを行っていない場合も課税対象となりますので、心当たりがある方はこの機会にご利用されて

はいかがでしょうか。

ご不明な点などございましたら、北海道陸運協会(右記の問合せ欄に記載)にお問い合わせください。

※申請書は、市役所税務課にお申し付けください。

登録の「完全抹消」と「名義変更」の手数料が変更となりました。

※「一時的抹消」手数料には変更ありません。

【変更前】 3,850円

【変更後】 4,235円

市税等  
収納向上



information

問合せ

市税係 ☎32-2219

### 今月の納付

- 国民健康保険税 5期
  - 後期高齢者医療保険料 5期
- 納期限12月2日(月)まで

問合せ

一般財団法人  
北海道陸運協会  
業務課

☎011-721-3326

〒065-0030

札幌市東区北30条  
東1丁目1番54号

## 年末調整説明会

日時 11月29日(金)  
14時~16時(13時30分受付)

場所 交流センターみらい  
4階かたらいホール

対象者 給与源泉徴収担当者、  
青色申告者(個人事業主)

※年末調整の必要書類は、滝川税務署から各事業所に直接郵送されます。

問合せ 市役所税務課  
市税係 ☎32-2219

## 2019年分 青色申告決算説明会

日時 12月3日(火) 10時~

場所 赤平経済センター  
2階 研修室

講師 滝川税務署  
個人課税部門 職員

問合せ 赤平青色申告会  
事務局 担当 山道 ☎32-2246



## 納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

### 控除対象

- 平成31年1月から令和元年12月までに納めた保険料全額(過年度分の保険料・追納した保険料も含む)
- ご家族(配偶者やお子様など)の国民年金保険料を支払っている場合の保険料

※本年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

### 日本年金機構

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付(予定)

#### ▶11月上旬

平成31年1月1日から令和元年9月30日までに国民年金保険料を納付された方を対象に送付。

#### ▶来年2月上旬

令和元年10月1日から12月31日までに、今年はじめて国民年金保険料を納められた方を対象に送付。

※申告書を提出するときには必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れなく！

年金



information

問合せ  
戸籍年金係  
☎ 32-1823



## 受診者としてのルールを守ろう



病院にかかるときは、受診者もルールを守ることが大切です。次のことに気をつけてみましょう！

### 早めに受診

早期発見・早期治療が大切です。

### 保険証・診察券

忘れずに持参しましょう。(あればお薬手帳も)

### 服装

シャツ(ネクタイは×)やカーディガンなど、前が開ける衣服が便利です。

### 診療時間内に受診

休日・夜間の救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのものです。急激なからだの変化がないときは時間内に受診しましょう。

### 【むやみにお医者さんを替えない】

同じ病気で次から次へと医療機関を替えていませんか？

医療機関を替えるとそのたびに初診料や検査料がかかり、医療費がかかります。また、重複する検査や投薬により治療に対する疑問や不安がある場合は、医療機関を替える前に、まず遠慮せず医師に相談してみましょう。

医療保険



information

問合せ  
医療保険係  
☎ 32-2214